答 申 個 第 8 5 号 平成29年11月15日

京都市長 様

京都市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 佐 伯 彰 洋 (事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成28年7月19日付け文地第99号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

繰り返し請求の個人情報開示請求却下処分事案(諮問個第115号)

1 審査会の結論

諮問庁が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年6月7日に諮問庁の文化市民局地域自治推進室(以下「地域自治推進室」という。)に対して、京都市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、以下の内容の個人情報開示請求をした。(以下「本件請求」という。)。
 - ・●●の●が常用漢字に改変されていました。つまり、●が○に改変されていました、身分事項欄でした。初めて気が付きました。
 - ・文・地と「行・コ」にH25/夏~直近までの間に持込ました。謄本のコピーを持ち込みました。
 - ◎ズバリ不正改変のある (コンプラが明言) 同上コピーを開示して下さい。ヒットすれば 欲しい。
- (2) 諮問庁は、本件請求が権利の濫用に当たるとして、個人情報開示請求却下処分(以下「本件処分」という。)をし、平成28年6月23日付けでその旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月30日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第 2条の規定により、本件処分の取り消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 諮問庁の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が請求している公文書は、「文・地(文化市民局地域自治推進室)にH25/夏~直近までの間に持ち込んだ謄本のコピー」であり、この「謄本」について、当庁は、こ

れまでの審査請求人による個人情報開示請求の内容から,「審査請求人に係る戸籍,除籍の 謄本のコピー及びそれらの附票の写しのコピー」と判断した。

(2) 開示請求の却下について

本件請求に係る公文書については、平成26年7月2日に審査請求人からなされた、「H25/4~直近迄、地域自治推進室(■■他)に直接持込んだ文書(10~20枚)一式」という個人情報開示請求において、審査請求人に係る戸籍、除籍の謄本のコピー及びそれらの附票の写しのコピーを含む以下の公文書を特定し、同年7月23日に京都市指令文地第107号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示している。

(開示した公文書)

- 平成25年 8月12日受理文書
- 平成25年 8月19日受理文書
- · 平成25年 9月 9日受理文書
- 平成25年 9月30日受理文書
- 平成25年10月7日受理文書
- 平成25年10月29日受理文書
- 平成25年12月 5日受理文書
- 平成25年12月16日受理文書
- 平成26年 1月10日受理文書
- 平成26年 1月31日受理文書
- 平成26年 2月 3日受理文書
- 平成26年 2月10日受理文書
- 平成26年 3月14日受理文書
- 平成26年 3月24日受理文書

なお、文化市民局地域自治推進室は、本件請求時点において、上記の個人情報開示請求により開示した公文書以外の文書は審査請求人から受理していない。

審査請求人は、上記の個人情報開示請求により、既に当庁が保有していること及びその内容を十分に熟知している公文書について、「不正改変のある」との修飾語を付け、審査請求人の主観的な評価を加えて開示を求めており、本件請求は、もはや個人情報の開示を求めるものではなく、審査請求人の主張を実施機関に認めさせることを目的としたものと言わざるを得ない。

以上の理由により、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離したものであり、権利の濫用に当たるとして却下したものである。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 私は京都市に却下される請求はしておりません。なぜなら、情報担当者と一緒に文書を特定して情報開示を請求しました(「存在する」or「不存在」のどちらかが情報公開制度の趣旨です)
- (2) 文書を特定する時に分り易いと考えて、文書をコピーして添付しました。又不正改変の特徴は京都市の職員が私に認めて教示したものです。だから京都市が主張する私の意見を認めさす目的ではありません。従って権利の濫用なんかしていません。
- (3) この謄本のみ祖父の●の字が常用漢字に改変されています。私の父欄と比べれば誰でも分ります。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る公文書について
 - 審査請求人が求める文書は、個人情報開示請求書の記載内容から、平成25年夏から本件請求のあった平成28年6月7日までの間に、審査請求人が地域自治推進室に持ち込んだ、「●●の●が常用漢字に改変されていた」謄本のコピー(以下「本件公文書」という。)であると認められる。

なお、謄本とは、双方の主張から、戸籍謄本及び除籍謄本を指すものと認められる。

- イ 地域自治推進室は、本件公文書について、平成26年7月2日付けの個人情報開示請求に基づき同月23日に審査請求人に全部開示している。当審査会は、当該個人情報開示請求書、個人情報開示決定通知書及び開示文書を見分し、本件公文書が開示されていることを確認した。
- ウ 地域自治推進室は、平成26年7月2日の審査請求人からの「H25/4~直近迄、地域自治推進室(■■他)に直接持ち込んだ文書(10~20枚)一式」との個人情報開示請求に対して、審査請求人が平成25年4月から当該請求日までに持ち込んだ全ての文書を平成26年7月23日付けで全部開示している。
- エ また、これ以降、本件請求の日までに審査請求人から地域自治推進室に持ち込まれた 文書はないものと認められる。

オ 以上の状況から、本件請求は、審査請求人が既に開示を受けている公文書について、 繰り返し開示を請求しているものである。

(2) 本件処分について

ア 本件請求は、6(1)で確認したとおり、審査請求人が既に開示を受けている公文書について、繰り返し開示を請求しているものである。

- イ 個人情報開示請求制度において、複数回開示を請求することが直ちに認められないというような性質のものではない。しかし、審査請求人は、平成25年度から多数の開示請求と不服申し立てを行い、その中には実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、自己の主観的評価を「修飾語」として付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられる。そうした事情を勘案すると、審査請求人による繰り返しの開示請求は、正当な理由があるとはいえず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと判断され、権利の濫用に当たるものと認められる。このことに関しては、平成27年3月23日付け答申個第26号において確認したとおりである。
- ウ 審査請求人は、本件請求日までに、平成25年度で58件、平成26年度で100件、 平成27年度で42件、平成28年度(6月7日時点)で7件の開示請求を行っている。 ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をす る場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、審査請求人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成28年6月7日時点で88件である。

審査請求人による多数の個人情報開示請求及び不服申立ての中には,同一の文書が繰り返し請求されていたものも多い。

- エ こうした状況を踏まえれば、審査請求人が本件公文書を繰り返し請求することに、もはや 正当な理由が認められず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるもの と認めざるを得ない。
- オ したがって、本件請求は、権利の濫用に当たるものであると認められるため、諮問庁は対象となる公文書を開示する義務はなく、個人情報開示請求却下処分は妥当である。
- (3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 7月19日 諮問

平成28年 9月29日 諮問庁からの弁明書の提出

平成29年10月 6日 審議(平成29年度第4回会議)

平成29年11月15日 審議(平成29年度第5回会議)

- ※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会(部会長 市川 喜崇)